

第3次京都市消費生活基本計画（案）に関する市民意見募集の結果及び最終案について

1 市民意見募集の結果について

(1) 募集期間

令和3年7月26日（月）から令和3年8月27日（金）まで

(2) 周知方法

ホームページ（京都市情報館，消費生活総合センター独自ホームページ，情報メール便，Facebook，Twitter），市民意見募集リーフレットの配布（市役所，各区役所・支所，各市立図書館等の本市施設，消費者団体，市内ＣＯＯＰ店舗等）及び大学生への周知（大学における消費生活講座）

(3) 意見数

意見者数：188人 意見総数：228件

(4) 意見を頂いた方の属性

ア 年齢

	人 数	割 合
10 歳代以下	59 人	31.4%
20 歳代	35 人	18.6%
30 歳代	18 人	9.6%
40 歳代	20 人	10.6%
50 歳代	26 人	13.8%
60 歳代	13 人	6.9%
70 歳代	9 人	4.8%
無回答	8 人	4.3%
合 計	188 人	100.0%

イ 居住地等

	人 数	割 合
京都市内在住	89 人	47.3%
京都市内に通学・通勤（市外在住）	7 人	3.7%
無回答	92 人	49.0%
合 計	188 人	100.0%

(5) 意見の内訳

(注1) 分類A～Dについて

A：計画（案）に反映するもの

B：計画（案）に記載済み又は趣旨に含まれているもの

C：今後施策を検討する際に参考とするもの

D：A，B，Cのいずれにも当てはまらないもの

(注2) 項目「その他」について

項目 \ 分類 ^(注1)	A	B	C	D	合 計
計画全般等	7 件	56 件	10 件	0 件	73 件
重点取組 『消費者安全確保地域協議会の設置』	1 件	4 件	0 件	0 件	5 件
重点取組 『エシカル消費の普及促進』	3 件	34 件	2 件	0 件	39 件
基本方針1 『消費者安全の確保』	0 件	12 件	11 件	0 件	23 件
基本方針2 『消費者被害の救済』	0 件	7 件	4 件	0 件	11 件
基本方針3 『消費者教育の推進』	1 件	32 件	0 件	1 件	34 件
基本方針4 『消費者市民社会の形成』	0 件	31 件	3 件	0 件	34 件
その他 ^(注2)	0 件	0 件	2 件	7 件	9 件
合 計	12 件	176 件	32 件	8 件	228 件

パブリックコメントの募集フォーム等に関して改善を求める意見，スマートフォン通話料の値下げや市の補助を求める意見，GoToEatキャンペーンの申込に関する意見 など

2 第3次計画（案）へ反映させる主な御意見としてAに分類したものについて

（１） 計画全般等について（７件）

主な御意見（要旨）	反映ページ	御意見に対する本市の考え方
『計画を着実に推進する仕組み』 消費者団体との連携により、「安心・安全な消費生活」の実現のみならず「消費者市民社会」の実現についても加筆すべきではないか。	5ページ	当該項目に、以下のとおり追記しました。 このため、消費者団体へ必要な情報を適宜提供するなど、その活動を支援するとともに、消費者団体<u>など様々な団体</u>と連携し、安心・安全な消費生活や<u>消費者市民社会の実現に向けて</u>施策を推進していきます。
『消費生活行政における今後の課題』 「消費生活行政における今後の課題」に＜消費者の多様化＞を挙げているが、その後に続く本文から課題として挙げる場合、＜消費者被害の多様化＞とすべきではないか。	6ページ	当該項目を、以下のとおり修正しました。 4 消費生活行政における今後の課題 <u>＜消費者被害の多様化・複雑化＞</u>
『グラフ等の追加』について - 計画案にも記載のとおり、消費者トラブルは多様化・複雑化していると思う。消費生活相談件数の経年変化のグラフ等があれば、視覚的にも分かりやすいと思うため、巻末等に参考資料として記載してはどうか。 - 色付きの文字や色地に白文字は、色が明るくて見づらかったため、色味を抑えるか、黒で縁取るなどした方が見やすいと思う。	21ページ以降	誰もが見やすい・理解しやすい計画となるよう、色彩の調整を行うとともに、計画の巻末に参考資料として、図やグラフ等を追加しました。

(2) 重点取組「消費者安全確保地域協議会」について（1件）

主な御意見	反映ページ	御意見に対する本市の考え方
『協議会の構成団体』について 消費者安全確保地域協議会の具体的な構成団体を記載しないのか。	19ページ	消費者安全確保地域協議会の具体的な構成団体等に関するイラストを挿入するなど、分かりやすくなるよう工夫しました。

(3) 重点取組「エシカル消費の普及促進」について（3件）

主な御意見（要旨）	反映ページ	御意見に対する本市の考え方
『取組例』について SDGs達成には、エシカル消費の実践が重要であることがよく分かった。エシカル消費の普及促進に大賛成であるが、具体的な取組例を知らない市民も多いと思うので、計画のどこかに示すなどの工夫をしてほしい。	20ページ	誰も見やすい・理解しやすい計画となるよう、エシカル消費の取組例に関するイラストを挿入するなど、分かりやすくなるように工夫しました。

(4) 基本方針3「消費者教育の推進」について（1件）

主な御意見（要旨）	反映ページ	御意見に対する本市の考え方
『民法改正に伴う成年年齢引下げ』について 民法改正による成年年齢の引下げにより、2022年4月から一斉に18歳、19歳の市民が成人となる。この問題への対応は非常に重要であり、計画期間中に継続して取り組む必要があるため、基本方針3「消費者教育の推進」の記載の中で、成年年齢引下げにしっかりと対応するといった文言を追加してはどうか。	15ページ	当該項目を以下のとおり修正しました。 自ら考え行動する「自立した消費者」になるため…生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図ります。 <u>とりわけ、令和4年4月からの成年年齢の引下げを踏まえ、若年者のみならず幅広い年齢層に対しての取組を推進するとともに、</u>地域特性に応じた消費者教育を体系的・総合的かつ効果的に推進します。